

訪問介護サービスご利用者負担金額

厚生労働大臣が定める基準による訪問介護のご利用者負担の金額です(利用料の負担割合証に応じた額)。

(1)身体介護が中心のとき

単位: 円

所要時間	利用者負担額	所要時間	利用者負担額
20 分未満	167・333・500	1 時間以上 1 時間 30 分未満	579・1,158・1,737
20 分以上 30 分未満	250・499・748	1 時間 30 分以上 2 時間未満	663・1,326・1,988
30 分以上 1 時間未満	396・791・1,186		

(2)生活援助が中心のとき

単位: 円

所要時間	利用者負担額
45 分未満	183・366・549
45 分以上	225・450・674

(3)身体介護に引き続き生活援助

身体介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行った場合、引き続き行う生活援助の所要時間が 20 分から計算して 25 分を増すごとに 67 単位を加算します。(上限 201 単位)

早朝・夜間・深夜の割増料金

早朝	午前 6 時以降午前 8 時以前のサービスの開始	上記の金額に 25%加算
夜間	午後 6 時以降午後 10 時以前のサービスの開始	上記の金額に 25%加算
深夜	午後 10 時以降翌朝午前 6 時以前のサービスの開始	上記の金額に 50%加算

初回加算

新規に訪問介護計画を作成し、初回の訪問介護サービスと同月内にサービス提供責任者が訪問介護サービスを提供した場合又は他の訪問介護員に同行した場合、負担割合証に応じ **205・409・613 円**加算になります。

緊急時訪問加算

ご利用者又はご家族からの要請により、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携して居宅サービス計画にない緊急訪問介護(身体介護)を行った場合、負担割合証に応じ **103・205・307 円**加算になります。

介護職員処遇改善加算

訪問介護員(ヘルパー)のサービスの質の向上を図るため、経験・技能のある職員の更なるサービスの質の向上を図るため及び政府による経済対策の取り組みの一環として、下記の加算を算定いたします。

1 カ月合計算定単位数 × 22.4%(利用者負担額は、算定額の負担割合証に応じた額となります。)

同一建物減算

訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物以外の建物で 1 月あたり 20 人以上の利用者が居住する集合住宅等に居住する利用者に対して訪問介護サービスを提供した場合は、所定単位数の 90/100 に相当する単位数で算定します。

訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者 50 人以上にサービスを提供した場合は、所定単位数の 85/100 に相当する単位数で算定します。

正当な理由なく訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者の割合が 90/100 以上の場合(訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者 50 人以上にサービスを提供した場合を除く)は、所定単位数の 88/100 に相当する単位数で算定します。